

分娩費用 I

分娩費用（概算）

・経腔分娩（入院期間6日間の場合）

	市内の方	市外の方
4人部屋利用	480,000円～520,000円	530,000円～580,000円
個室利用	502,500円～550,000円	563,500円～625,000円

※ご注意

- ・下記「分娩介助料」を時間内で含めた場合の費用概算となります。
- ・産科医療保障制度の登録料12,000円およびABR(新生児聴覚スクリーニング)・ガスリー検査(先天性代謝異常スクリーニング)等赤ちゃんの検査費用を含みます。
- ・入院期間は母子の状態により医師が短縮および延長の判断をすることがあるため、この限りではありません。
- ・当院では出産育児一時金500,000円の直接支払制度のご利用をおすすめしています。同意書の提出が必要になりますので詳しくは産婦人科外来へお問合せください。

・分娩介助料

	市内の方	市外の方
時間内 (平日午前8時30分から午後5時まで)	50,000円	75,000円
多児加算（1児につき）	25,000円	25,000円
時間外 (平日午後5時から翌日午前8時30分) (外来休診日)	上記に 50%加算	上記に 50%加算

・個室料金

	市内の方	市外の方
C特別室	6,000円/日	9,000円/日
D特別室	4,500円/日	6,700円/日

分娩費用Ⅱ

当院では出産費用の支払いについて、「**出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度**」を利用をおすすめしています。

直接支払制度の利用にご同意いただける場合、
直接支払制度利用の同意書の提出をお願いします。

※詳しくは産婦人科外来へ

出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度とは

妊婦の方がご加入されている医療保険者に対して、病院が妊婦の方に代わって出産育児一時金50万円を請求し、保険者から支払われる一時金50万円を直接出産費用へあてるという制度です。

退院時には、50万円を差し引いた金額でお支払いいただくので、まとまった現金を用意することなく安心して出産を迎えることができます。

※健康保険の資格をもっている方は、
基本的に全員が制度の利用が可能です。

出産育児一時金の直接支払制度

(例) 出産費が55万円の場合

患者さん

退院時に5万円支払い

一時金を代理で
請求

うわまち
病院

保険組合
等
(保険者)

一時金50万円
支払い

出産費用が50万円未満であった場合、その差額を医療保険者に請求することができます。



協会けんぽHP用：詳しい内容を
左記QRコードにてご覧いただけます